

仕 様 書

本仕様書はイーグリス・グループ有限責任事業組合の管理する豊中市立火葬場にて発生した火葬残骨灰の処理業務について必要な事項を定めるものとする。

1. 業務内容

① 残骨灰の保管・運搬・処理・選別

残骨灰を保管等する際は、管理責任者を選任するなど厳重に管理し、盗難等の事故に遭わないよう、セキュリティには万全を期すること。

残骨灰は、年6回、管理者が指定する期日に処理施設に運搬し、無害化処理等を実施し、残骨・有価物・その他残さ類に選別するものとする。

② 残骨の埋蔵

残骨とは残骨灰に含まれる人体の遺骨をいう。残骨は法に規定されている墓地又は納骨堂に埋蔵・収蔵・供養するものとする。また、市民への周知のため埋蔵・収蔵、供養地の資料を用意し、市、管理者、利用者に提供すること。

③ 有価物の精錬

残骨灰に含まれる金・銀・プラチナ・パラジウムの有価物については残骨灰から選別後、売却可能な状態に精錬し、管理者に返還するものとする。売却可能な状態とは、ホールマークの打刻や証明書の添付により、一般的な商慣習に照らして、当該有価物を第三者に売却できる状態をいう。管理者への引渡しは年1回を原則とし、管理者の指示する方法により行うものとする。

④ その他残さ類の処理

その他残さ類とは残骨灰に含まれる、残骨及び有価物以外のものをいう。これらについては関係法令に従い適切に処分するものとする。

⑤ 留意事項

管理者は残骨灰処理等が適切に実施されていることを確認するため、必要に応じて処理施設及び残骨を埋蔵する墓地等の現地確認を行うこと。

ア) 選別した残骨は、埋蔵するまでの間、当市火葬場専用の容器等に収容することとし、収容する容器等には、当市火葬場の残骨である旨等を表記し、当市火葬場以外の残骨が相互に混入しないよう保管すること。

イ) 選別した有価物は、精錬するまでの間、当市火葬場専用の容器等に収容することとし、収容する容器等には、当市火葬場の有価物である旨等を表記し、当市火葬場以外の有価物が相互に混入しないよう保管すること。

ウ) 残骨、有価物等の管理責任者を選任し、保管状況等について毎月報告を行うこと。保管場所は、部外者の立入りを禁止するとともに、盗難等の事故に遭わないよう、セキュリティには万全を期すること。

2. 残骨灰処理業務に関する基準

① 安全対策の実施

残骨灰の収集・運搬・処理においては飛散防止策を講じ、作業に従事する者には防塵マスクを着用させるなど、安全対策にも十分留意すること。

② 環境対策の実施

残骨灰の処理・処分にあたっては無害化処理を十分に実施する等、生活環境保全上支障がないよう適切に処理すること。

③ 透明性の確保・防犯対策の実施

各処理工程における透明性を確保するとともに、十分なセキュリティ対策が施されていること。

④ 管理者への報告

各工程における作業内容及び状況、処理重量及び処理施設等について、書式（写真及び許可書等の写しも添付）を作成し、実施後に管理者へ提出すること。

⑤ 故人の尊厳に関する配慮

業務の実施にあたっては故人の尊厳を害することのないよう丁重に取り扱うこと。